

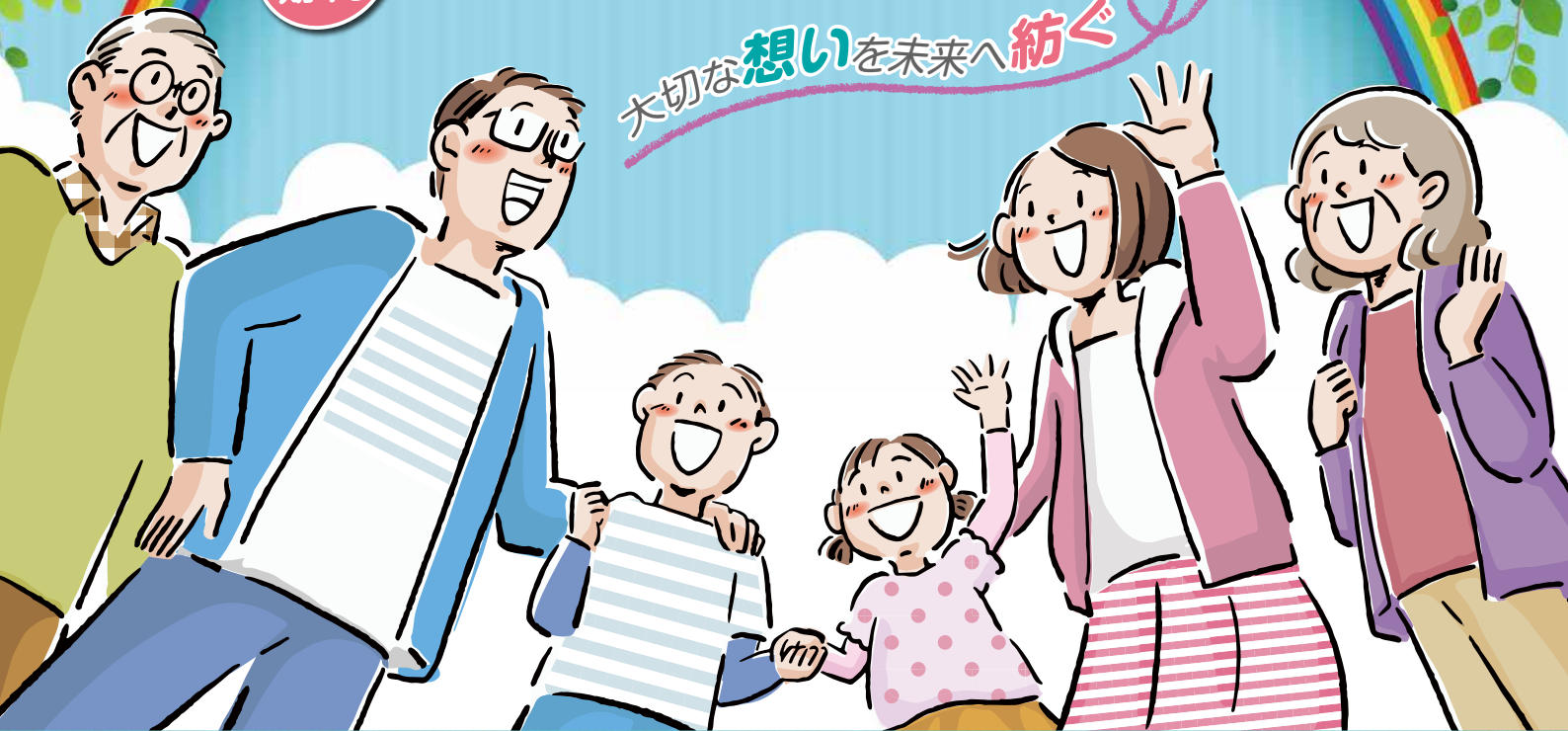
JAセレサ川崎

相続定期貯金

取扱
期間

令和6年4月1日 ▶ 令和7年3月31日

大切な想いを未来へ紡ぐ



期間

1年もの

適用
金利

年

0.11%

税引後
年0.087%

自動継続スーパー定期貯金

100万円以上

自動継続大口定期貯金

1,000万円以上

※詳しくは最寄りの支店窓口または渉外担当職員までお問い合わせください。

川崎区

みなみ支店	川崎区宮本町2-31	044-222-7341
大師支店	川崎区出来野6-23	044-288-3907
大島支店	川崎区大島4-13-14	044-244-6331
小田支店	川崎区小田5-27-1	044-355-4331

幸区

日吉支店	幸区南加瀬5-3-1	044-588-1588
鹿島田支店	幸区新塚越201	044-555-5150
小向支店	幸区小向西町3-71-1	044-544-8811

中原区

御幸支店	中原区田尻町31	044-522-7441
中原支店	中原区上小田中5-1-1	044-751-5911
住吉支店	中原区井田中ノ町2-4	044-766-5224
新城支店	中原区新城1-10-17	044-755-5191
小杉支店	中原区小杉町3-1501-5	044-711-2881
元住吉支店	中原区木月住吉町5-27	044-434-6411

高津区

橘支店	高津区千年793-3	044-766-2228
子母口支店	高津区子母口541-1	044-766-7821
高津支店	高津区溝口1-6-7	044-833-2221
上作延支店	高津区上作延2-9-17	044-888-3261
北見方支店	高津区北見方1-27-12	044-811-9666
梶ヶ谷支店	高津区末長1-45-1	044-877-9661
久地駅前支店	高津区久地4-24-11	044-833-1111

宮前区

宮前支店	宮前区有馬2-13-1	044-866-4231
野川支店	宮前区西野川3-44-3	044-766-0555
鷺沼支店	宮前区小台1-18-7	044-866-0621
宮崎支店	宮前区宮崎2-3-17	044-866-6111
向丘支店	宮前区平1-1-24	044-866-4121
菅生支店	宮前区菅生1-2-22	044-977-1111
宮前平支店	宮前区土橋1-1-1	044-877-7371

多摩区

稲田支店	多摩区登戸2255-1	044-911-4933
宿河原支店	多摩区宿河原3-12-9	044-911-3278
菅支店	多摩区菅2-1-5	044-944-3101
生田支店	多摩区生田7-8-1	044-911-3154
長沢支店	多摩区南生田5-14-5	044-977-7611

麻生区

柿生支店	麻生区上麻生5-6-1	044-988-1131
東柿生支店	麻生区下麻生2-43-24	044-988-6511
栗平支店	麻生区栗平2-2-12	044-989-0101
新百合丘支店	麻生区万福寺1-14-1	044-951-1123
千代ヶ丘支店	麻生区千代ヶ丘8-2-1	044-951-0121

詳しくは裏面をご覧ください。



心つないで Smile For You...
JAセレサ川崎



相続定期貯金

商品概要

商品名

- ◎相続定期貯金
〈「スーパー定期貯金〈単利型〉」または「大口定期貯金」で組入れます〉

ご利用いただける方 (右記の条件を全て満たす方)

- ①金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方
 - ②資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただける方
- ※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。

- 【例】
- ・遺産分割協議書の写し
 - ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し
 - ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で法務局に保管されていたものもしくは検認済みのもの)の写し
 - ・戸籍謄本の写し
 - ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等
- ※セレサ資産運用プラン定期貯金(愛称:未来応援)〈退職金・相続資金コース〉の満期資金を預け入れることはできません。

期間・継続方法

- ◎スーパー定期貯金〈単利型〉、大口定期貯金 1年の定型方式
- ◎自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。

預入方法

- (1)預入金額
- ①スーパー定期貯金〈単利型〉は1契約につき100万円以上1,000万円未満
 - ②大口定期貯金は1契約につき1,000万円以上
- ※ただしセレサ資産運用プラン定期貯金(退職金・相続資金コース)の定期貯金と投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込み総額と合計して相続により取得した金額までとします。
- (2)預入単位 1円単位

中途解約時の取扱い

満期日前に解約する場合は、お預け入れ時の約定利率より低い所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。

満期時の取扱い

- ◎満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。継続後は初回適用金利ではなく、「スーパー定期貯金〈単利型〉」または「大口定期貯金」の店頭表示金利が適用されます。
 - ◎自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。
- ※満期の資金をセレサ資産運用プラン定期貯金(愛称:未来応援)〈退職金・相続資金コース〉へ預け入れることはできません。

貯金保険制度(公的制度)

- ◎保護対象
当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

その他参考となる事項

- ◎総合口座の担保に組入れできます。
- ◎通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

※金利情勢等に大幅な変動があった場合には、適用金利の見直しや取扱いを中止する場合があります。



心つないで Smile For You...
JAセレサ川崎